

令和2年度第3回 使用料等審議会

令和2年12月21日

東村山市経営政策部企画政策課

本日の審議内容

1 審議 基本方針見直し

(1) 前回審議からの検討事項

- ・ 算定結果以外の状況も加味することの明文化の文言について
- ・ 高額区分の激変緩和措置について

(2) 耐用年数到来後の減価償却費の取扱い

1 審議 基本方針見直し

(1) 前回審議からの検討事項

- 算定結果以外の状況も加味することの
明文化の文言について

算定結果以外の状況も加味することの 明文化の文言について

前回事務局案

「最終的に近隣自治体との料金比較や民間の類似サービスの料金等、諸々の条件を考慮して額を決定します。」

➡手数料と使用料を一括りにして提案した

検討すべき点

考慮する
視点

(手数料) 区市町村で行う事務の共通性から「他市との均衡の考慮」(明文化あり)
(使用料) 施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合い

➡単純な料金比較だけで使用料が決定できると受け取られないよう、正確に伝わるような文言とする。

算定結果以外の状況も加味することの 明文化の文言について

修正案

「（ただし、手数料は、区市町村で行う事務には共通性があることから、他市との均衡を考慮します。※すでに明文化されている。）また、使用料は、その**施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合い**といった視点を考慮するほか、諸々の事情を考慮して額を決定します。なお、料金に関して、他自治体との均衡や民間の類似施設との比較が必要と判断した場合は、市場性も考慮することとします。」

➡使用料は**社会状況や老朽度合いの考慮**
が優先されるように明文化

1 審議 基本方針見直し

(1) 前回審議からの検討事項

- ・ 高額区分の激変緩和措置について

高額区分の激変緩和措置について

【前回事務局案】

現行料金	改定額の上限
50円未満	100円
50円以上200円未満	現行料金の2.0倍
200円以上	現行料金の1.5倍




検討すべき点

- ・工場アパートは、他の施設の使用料とは桁が違う
➡別枠とする必要があるかどうか？

高額区分の激変緩和措置について

【料金ごとの区分数】 ※シミュレーション対象施設・区分のみ

現行料金	区分数
50円未満	2
50円以上200円未満	0
200円以上1,000円未満	166
1,000円以上10,000円未満	54
10,000円以上	8

- 
- ・「1万円以上の料金区分は、**1.1倍**」の設定
 - ・「**月額使用料は除く**」の注記
 - ・「事務局案1」のまま（**別枠不要で1.5倍**）

要検討

高額区分を別枠とする必要性の検討

基本方針見直し後の 工場アパート使用料算定結果への影響

- ・ 改定基準±10%以上の乖離
 - ➡シミュレーション結果（※2年分）では、
改定対象とならない
 - ➡仮に改定対象となっても、激変緩和措置に**下限はない**ため、**別枠を設定しても改定額案は変わらない**
- ・ 対象となる受益者
 - ➡現状では**少数かつ限定的**

高額区分を別枠とする必要性の検討

事務局の再提案

- ・ **事務局案1のまま**

【事務局案 1】

現行料金	改定額の上限
50円未満	100円
50円以上200円未満	現行料金の2.0倍
200円以上	現行料金の1.5倍

1 審議 基本方針見直し

(2) 耐用年数到来後の減価償却費の
取扱い

1 基本方針見直し (2) 耐用年数到来後の減価償却費の取扱い

検討すべき論点

基本方針における減価償却費の取扱い

- ・ 現行の基本方針

➡ 償却しきった施設にも**減価償却費を計上してきた**

- ・ 見直し後の基本方針

➡ 耐用年数到来後の施設については、固定資産台帳上、**減価償却費が0 (※) となる**

※備忘価額1円で計上

検討すべき点

- ・ 耐用年数到来後の減価償却費の取扱い

➡ **0となった施設への影響の確認**

※減価償却費の有無別改定額比較表

償却資産の耐用年数

減価償却費の計算における耐用年数

(一般的に)

- ・ 経済的使用予測可能年数
- ・ 法人税法で規定される年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」・・・東村山市
(昭和40年大蔵省令第15号)

耐用年数 = × 物理的寿命

○ 使用可能と見積もった年数

➔ 使い続けると判断し、適正な維持管理を行う間は使用可能

受益者負担の公平性

減価償却費をゼロとする場合の課題

耐用年数到来後
減価償却費をゼロ
として使用料算出 = 経済的な実態 ?



- ・ 修繕等の維持費
- ・ 本来の償却資産が持つ効用の維持

受益者負担 (公平性)

受益者負担の範囲についての考え方①

①過去に計上していた減価償却費を耐用年数到来後も加算

メリット

- ・過去の取得価額に基づく計算
 - ・過去に減価償却費として計上していた実績値
- 一定の**客観性・明瞭性**

デメリット

- ・建物本体の減価償却費に加え、資本的支出の分の減価償却費が積みあがる
 - ➡老朽化した施設なのに使用料が上がる
 - ※建物本体と資本的支出の取扱いを分けるとしても、そうする理由の説明や事務負担に課題がある
- ・公会計の数値との整合性を維持できない
 - ➡**会計の枠外の取扱い**となる

受益者負担の範囲についての考え方②

② 公会計の数値そのものを修正

将来発生する修繕費を適切に見積り



修繕引当金を計上

メリット

- ・ 使用料の算定根拠が**公会計との整合性を確保**できる

- ・ 算定方法の根拠なし
- ・ 使用料徴収施設のみ計上する理由の説明つかず

デメリット

- ・ 公会計マニュアル上、**修繕引当金**の計上について明記無し
➡ 国は当該引当金の計上を想定していない可能性
- ・ 引当金計上要件「発生可能性が高い」についての説明が必要

耐用年数到来後の減価償却費

事務局案

耐用年数到来後の償却資産については、**公会計の数値との整合性および資本的支出があれば減価償却費に反映されること**に鑑み、**コストには含めない**こととする。

➡使用料の考え方と公共施設マネジメントの考え方の整合性を図りながら進めていく